

役員選考委員会規程

（目 的）

第 1 条 この規程は、一般社団法人 日本肢体不自由者卓球協会（以下「本協会」という。）の定款第 20 条に定める役員の候補者推薦手続き等について定める。

（設置及び任務）

第 2 条 役員選考委員会は、定款第 20 条に定める理事及び監事（以下「役員」という）の候補者の選考を行うことを任務とする。

2 役員選考委員会は、役員が任期途中で退任した場合に、後任の役員候補者の選考を行う。

（委員長及び委員）

第 3 条 役員候補者選考委員会は、委員は 5 名とし、から 1 名、監事 1 名、有識者から 3 名を選任する。ただし、5 名のうち少なくとも 2 名は女性とする。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 本委員会の委員は、理事会により選任される。

（任 期）

第 4 条 委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終の理事会の終了時までとする。

（役員候補者選考委員会の運営）

第 5 条 役員候補者選考委員会の委員長は、委員の互選により選出する。

2 役員候補者選考委員会は、委員長が招集する。

3 役員候補者選考委員会の議長は委員長が務める。

4 役員候補者選考委員会は全員出席とし、委任等による代理出席は認めない。

5 役員候補者選考委員会の決議は、委員会に出席した委員の過半数をもって行う。但し委員は自らを役員候補者とする決議に参加することができない。なお、役員選考に関する決定については、1 名ずつこれを行う。

6 役員候補者選考委員会は、役員候補者を決議したときは、その内容を速やかに理事会に答申する。

（理事候補者の資質）

第 6 条 理事候補者として、本会の目的を理解し、その達成に向け尽力するに十分な識見と能力を満たし、以下の各号のいずれかに該当すると判断された者を選考する。

- (1) スポーツ団体の運営に精通している。
- (2) 強化育成に関する高い知識を有している。
- (3) パラアスリートとしての経験を有し、パラアスリートの視点で意見を述べるができる。
- (4) 国内外のパラスポーツの動向に精通している。
- (5) スポーツ医科学及びアンチ・ドーピングに関する高い知識を有している。
- (6) コンプライアンス、ガバナンスに関する高い知識を有している。
- (7) 財務、法務、広報又はマーケティングに関する高い知識を有している。
- (8) 中長期の施策に関する企画・発想力及び推進力を有している。

(監事候補者の資質)

第7条 監事候補者として、本会の業務運営に一定の知見を有し、法令に違反しないよう監査できる能力を備え、以下の各号のいずれかに該当すると判断された者を選考する。

- (1) 業務監査能力を備えている。
- (2) 会計業務に一定の知見を有し、計算書類の監査能力を備えている。
- (3) 関係法令に一定の知見を有し、理事の職務の執行等が法令に違反しないよう監視できる能力を備えている。

(任 期)

第8条 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終の理事会の終了時までとする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和7年1月1日より施行する。